

公益社団法人 日本設計工学会
倫理規程

1. 総 則

本規程は、公益社団法人日本設計工学会倫理綱領に掲げた理念の下、本会ならびに本会会員が遵守すべきことに反する疑いが発生した際の取扱い等を定める。

2. 法令違反と不正行為

- 2.1 倫理に反する行為を法令違反と不正行為に分類し、この両者を合わせて「不正行為等」という。
- 2.2 法律ならびに関係法令の遵守は基本であり、本会ならびに本会の組織および本会会員等がそれらに違反する法令違反の疑いが発生した場合には、法律ならびに関係法令に基づき対処する。
- 2.3 本会の活動において、盗用、改ざん、捏造ならびに著作権侵害等の不正行為に係る疑いが生じた時は本規程に基づき対処する。

3. 報告義務

- 3.1 会員等は2.2項もしくは2.3項の不正行為等の疑いが発生した場合には、速やかにその状況を本会事務局を通じて担当理事に報告しなければならない。
- 3.2 特段の事情が無いかぎり、副会長が担当理事となる。

4. 調査委員会

- 4.1 担当理事は、不正行為等の疑いが発生した報告を受けた場合、ただちに会長に経緯を報告するとともに、速やかに調査委員会を設置し、その事実を把握して結果を会長に報告しなければならない。
- 4.2 担当理事は、不正行為等の疑いに対して、調査するまでも無く事実が明らかである場合は調査委員会を省略して確認した事実を会長に報告することができる。
- 4.3 調査委員会は、担当理事を委員長とし、業務執行委員会メンバーの中から委員を2名以上推薦し、会長の許可を得て調査を行う。
- 4.4 不正行為等の疑いの当事者もしくは通知者は、調査委員会委員となることはできない。
- 4.5 調査委員会は、必要に応じて業務執行委員会メンバー以外の本会関係者を加えることができる。また、適宜、弁護士等に意見を求めることができる。

5. 倫理委員会

- 5.1 会長は、調査委員会から報告を受けた場合、本会理事会の中に倫理委員会を設置し、不正行為等に対する本会の対応の協議を求める。
- 5.2 会長は、調査委員会からの報告に対してその対応が本会定款その他本会が定めた規則や過去の事例に基づいて明確である場合には倫理委員会の開催を省略することができる。
- 5.3 倫理委員会は、調査委員会委員長とは異なる副会長を委員長とし、理事より2名以上の委員を推薦して会長の許可を得て構成する。
- 5.4 不正行為等の疑いの当事者もしくは通知者は倫理委員会委員となることはできない。
- 5.5 倫理委員会には、必要に応じて理事以外の本会関係者を加えることができる。また、適宜、弁護士等に意見を求めることができる。
- 5.6 倫理委員会は、不正行為等の社会に与える影響の大きさ、社会通念、他の学協会等における処分の程度の状況等に照らして、処分案を定める。
- 5.7 処分の種類は、定款の定めによる除名、役職解任、会員資格停止、注意、その他倫理委員会が定めたものとする。
- 5.8 倫理委員会委員長は、倫理委員会で協議した不正行為等への本会の対応ならびに処分案を会長に報告するとともに、理事会で報告説明を行う。

6. 理事会決定ならびに通知

- 6.1 理事会は、不正行為等への本会の対応ならびに処分案に関する倫理委員会委員長の報告説明を尊

重し、本会の対応ならびに処分を決定する。

- 6.2 会長は、理事会にて不正行為等への本会の対応ならびに処分が決定した場合には、ただちに文書にてその内容を当事者である組織もしくは個人に通知するとともに、必要な手続きを行うよう関係各所に通知する。

7. 異議申し立てならびに再審査

- 7.1 不正行為等の疑いの当事者は、6.2項の通知に対して、その受領後15日以内に理事会に異議申し立てを行うことができる。
- 7.2 理事会は、異議申し立てを受けた場合には、第5条の倫理委員会にて再度審議し、第5条以降と同じ手続きを踏むものとする。また、異議申し立てに関連して、倫理委員会に新たな委員を追加する必要がある場合には追加できるものとする。
- 7.3 異議申し立てならびに再審査は1回限りとする。

8. 役割の変更

前記の3条から7条における本会の役割担当者が不正行為等の当事者もしくは通知者である場合、副会長、職務担当理事、理事の順に役割担当を変更してこれに臨む。

9. 当事者ならびに通知者の保護

- 9.1 当事者に不正行為等が無かったと判断される場合には、理事会は、その名誉回復に多大の配慮を行わなければならない。
- 9.2 不正行為等の疑いの通知者については、その通知行為をはじめ一切の行為は保護される。

10. 守秘義務

調査委員会ならびに倫理委員会の委員をはじめ、本規程の手続きに関係するすべての者は、知り得たすべてのことを処分確定後といえども口外してはならない。

11. 本規程の改廃

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

付則

1. 本規程は、2013年6月10日理事会にて承認し、ただちに施行する。